

記と思われる。

(2) 同2)について

ア 同(1)について

認める。ただし、引用部分の第2段落目「しかし、本件環境影響評価書には（中略）知事意見が付されている」記載の環境影響評価書の引用頁は「10-14頁」ではなく「10-9頁」の誤記と思われる。

イ 同(2)について

認める。

ウ 同(3)について

争う。

「環境保全に關し講じる措置を記載した図書」では、新種及び日本新記録種等について、必ずしも調査、予測及び評価を実施する必要はない。

本図書では、埋立工事により生じうる生息・生育域の改変、生息・生育状況への影響につき、陸域生物、海域生物、生態系という枠組みで予測及び評価を行っている。なお、生態系では、地域を特徴づける注目種を選定し、注目種ごとに予測及び評価を行っている。

エ 同(4)について

争う。

本件埋立工事中に、天然記念物指定種、「レッドデータブック」及び「レッドリスト」等掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種の存在が埋立に関する工事の施行区域若しくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告とともに十分調整を図り、その保全に必要な措置を講じている。また、専門家で構成される環境監視委員会、環境保全・創造検討委員会が設置されており、本件埋立事業は、新種等にも十分配慮

したうえで事業実施がなされている。

- 2 同2（天然記念物指定種や「レッドデータブック」、「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種の整理）について
- (1) 同1）（平成15年度中城湾港泡瀬地区環境保全・創造検討委員会第2回委員会資料）について
- ア 同(1)について
認める。
- イ 同(2)について
認める。ただし、エ（海藻草類）記載の「ボウアマモ」は「ボウバアマモ」の誤記と思われる。
- ウ 同(3)について
波線の下線を引いたものが環境影響評価書（平成12年3月）に記載されていないことは認める。
- (2) 同2）（平成21年度第2回環境監視委員会資料）について
- ア 同(1)について
認める。
- イ 同(2)について
環境影響評価書未記載種については認め、魚類10種（9種との記載は記載ミスと思われる）との点は否認し、環境アセスメントが杜撰であったとの主張については争う。
- 「平成21年度の調査における希少な動植物の出現状況」における番号46のアンピラボラは、平成21年度調査では未確認のためカウントしていない。
- 被告沖縄県知事答弁書で述べたとおり（27頁から31頁）、本件環境影響評価手続きは杜撰なものではない。
- (3) 同3）（環境影響評価書に記載されておらず、平成21年度第2回環境

監視委員会資料にも記載されていないが、事業者が確認をしている種)について

サンノナミダについて否認する。サンノナミダは、事業者の調査で確認していない。

(4) 同 4) (環境影響評価書に記載されておらず、かつ、事業者が確認していない種)について

ヒメメナガオサガニについて否認する。ヒメメナガオサガニは、事業者の調査で確認している。

オキナワホガタクロコムシ、テングノウチワ及びコバモクについては不知。

(5) 同 5) (その他)について

事業者がコアジサシの産卵・育雛を確認していること(甲C38号証)は認め、その余は不知。

3 同 3 (事業者の対応は「保全措置」とはなっていないこと)について

(1) 同 1)について

争う。

事業者はこれまで、工事中に天然記念物指定種や「レッドデータブック」「レッドリスト」等の掲載種、その他貴重種・重要種に相当する種で、環境影響評価書に記載されている動植物種以外の種の存在が埋立に関する工事の施工区域若しくはその近傍で確認された場合には、関係機関へ報告するとともに十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じている。

(2) 同 2)について

争う。

事業者は、新種等の取扱いについて、環境監視委員会に報告した後、沖縄県環境部局にも報告し、専門家や関係機関との調整を行っており、

「その保全に必要な措置」を「適切に講じ」ることを全く実行していないと言うことはできない。

(3) 同3)について

ア 同(1)について

争う。

事業者は、ホソウミヒルモ、リュウキュウズタ、ジャングサマテガイ及びホエガサにつき、次の対応をとっており、適切な措置を講じている。

(ア) ホソウミヒルモ及びリュウキュウズタ

ウミヒルモ類4種（ウミヒルモ、ウミヒルモSP、ヒメウミヒルモ、ホソウミヒルモ）及びリュウキュウズタの主要な分布域は、埋立予定地の外側と判断されるところ、種の保存を考える上で、主要な生育域の環境を保全することが重要であると考えられる。これらの種は埋立区域内に局所的に生育箇所が見られ、やむを得ず一部消失することになるが、泡瀬海域全体において大半の生育確認区域での埋立てが回避されることにより、全体としてこれら種への影響の低減を図ることができると考えられる。

以上からこれらの種を保全するために、主要な分布域の環境を保全することとし、このため、水質汚濁監視や生育状況の監視を行い、工事中の汚濁防止対策を徹底し、必要に応じてその対策を強化するとの対応をとっている。そして、これら種の生育環境に変化が生じていることが確認された場合には、改善策を検討し適切な措置を講じることになる。

なお、ホソウミヒルモは、既知種であるヤマトウミヒルモと同種であることが判明している。

(イ) ジャングサマテガイ

事業実施にあたって埋立予定地内の生息場は消失することになるが、埋立区域外の生息場は東側海域の海草藻場であり、埋立工事による影響の程度は小さいと考えられる。海上工事の実施に際しては、汚濁防止対策を徹底するとともに、環境監視調査により、その生育環境の変化について監視を行い、埋立区域外の生息環境の保全に努めている。

(ウ) ホソエガサ

ホソエガサは、沖縄では広く糸満市(名城)、与那城町(屋慶名)、名護市(屋我地)等に分布しており、レッドデータブックおきなわで危急種に指定されているため、モニタリングを継続している。

なお、ホソエガサも泡瀬区域の埋立区域外において確認されており、現在実施している環境監視調査の中에서도確認に努めて行く。

イ 同(2)について

争う。

新種等につき、事業者は、必要に応じ、現地調査等を行い、当該種の生息・生育状況等を勘案し、必要な措置を講じている。

ウ 同(3)について

争う。

事業者は、事業による新種等の生息・生育環境への影響を極力低減するために、埋立区域外の環境を保全(例えば、前述したとおり、主要な生育域の埋立回避、汚濁防止対策の徹底など)するとともに、モニタリングを継続している。

また、環境監視の基本的な考え方として、生育環境に変化が生じていることが確認された場合には、原因究明・対応検討(技術的課題がある場合には、環境保全・創造検討委員会においても検討)を行い、実施することとしており、「単に見ているだけ」ではない(乙C9・

平成21年度中城湾港泡瀬地区環境監視委員会第2回資料)。

(4) 同4)について

争う。

前述したとおり、事業者は、新種等が確認された場合には、関係機関へ報告するとともに十分調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じている。事業者は、主要な生育域の埋立回避、汚濁防止対策の徹底等を行うとともに、モニタリングを継続し、生育環境に変化が生じた場合には、原因の究明や対応の検討を行い、対応策を実施することとしている。

4 同4(普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見)について

(1) 同1)について

知事意見の提出については認める。

ただし、本意見書は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見であり、本件埋立事業との関連性は認められないと。

(2) 同2)について

知事意見書の記述内容については認める。

ただし、本意見書は、普天間飛行場代替施設建設事業に係る環境影響評価書に対する知事意見であり、本件埋立事業との関連性は認められないと。

(3) 同3)について

争う。

環境影響評価の予測には、一定程度の不確実性を伴うことが避けられないで、予測されていなかつた結果が後に発生したからといって、直ちに当該環境影響評価が違法であったということにはならない(甲五

2・前訴控訴審判決17頁及び18頁)。

しかし、本件環境影響評価書は、工事中に貴重な動植物が確認された場合には、関係機関に報告するとともに、十分な調整を図り、その保全に必要な措置を適切に講じることとしている。そして、実際に専門家等で構成される環境監視委員会や環境保全・創造検討委員会が設置され、本件事業は、新種等にも十分配慮したうえで事業が実施されている。

また、今後とも環境監視を継続するとともに、その結果は環境監視委員会において評価し、環境影響が大きいと判断された場合には、適切な措置を講じていくこととしており、事業の実施による環境影響を可能な限り小さくしている。

5 同5(まとめ)について

争う。

変更後の計画は新たな埋立てを伴うものではなく、同法及び条例に基づく環境影響評価を実施する義務はない。

そして、環境影響評価の予測には、一定程度の不確実性を伴うことが避けられないで、予測されていなかつた結果が後に発生したからといって、直ちに当該環境影響評価が違法であったということにはならない(甲E 2・前訴控訴審判決17頁及び18頁)。

しかし、環境影響評価手続き以降に発見された新種等については、本件環境影響評価書に記載されているとおり、関係機関に報告するとともに、十分な調整を図り、その保全に必要な措置を講じている。実際に専門家等で構成される環境監視委員会や環境保全・創造検討委員会が設置され、本件事業は、新種等にも十分配慮したうえで事業が実施されている。

そして、事業者は、事業による新種等の生息・生育環境への影響を極力低減するために、汚濁防止対策を講じる等 埋立区域外の環境を保全するとともに、モニタリングを継続している。モニタリングの結果、生育環境

に変化が生じていることが確認された場合には、原因究明・対策検討（技術的課題がある場合は、環境保全・創造検討委員会においても検討）を行い、対応策を実施することになる。

かようには、事業者は、新種等にも適切に対応し事業を行っているとともに、本件埋立事業は、埋立区域を第Ⅰ区域のみとすることによって、干潟域の埋立面積が約18%から約2%に減少し、干潟域の約98%が残存する計画内容となっていることなどに鑑みれば、「環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがある」ことが明白であるということは到底いえまい。

以上